

# 令和8年度介護保険料の特例措置について

令和7年度税制改正において、給与所得控除について最低保証額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われましたが、介護保険事業の歳入歳出のバランスを保つため、介護保険法施行令の規定について税制改正の影響を受けないよう改正が行われました。そのため、令和8年度の住民税が「非課税」の方でも介護保険料の所得段階は「課税」と判断されることがあります。また、世帯の住民税賦課状況の判定においても、同様に調整して介護保険料を算定します。

## 令和7年分の給与所得控除について

給与の収入金額	給与所得控除額 (改正後)	給与所得控除額 (改正前)
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超 180万円以下	65万円	収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下	65万円	収入金額×30%＋8万円

給与収入金額が190万円超の場合は給与所得控除額に改正はありません。

給与収入が変わらなければ、  
介護保険料は令和7年度（2025年度）と同額になります。

（例）前年中の給与収入が100万円で、他の所得がない場合

年度	市町村民税	介護保険料段階
2025（令和7）年度	課税	第6段階
2026（令和8）年度	非課税	第6段階（課税として判定）